



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*7 海岸保全区域等における占用等に関する規則
(港湾空港振興課)

○ 告示

79 随意契約の相手方の決定 (情報政策課)

80 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

81 " (")

82 生活保護法による医療機関の指定 (")

83 " (")

84 生活保護法による施術機関の指定 (")

85 生活保護法による指定医療機関の変更
(")

86 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の
指定 (障害福祉課)

87 " (")

88 " (")

89 " (")

90 保安林予定森林 (森林整備課)

91 道路の区域変更 (道路保全課)

92 道路の供用開始 (")

93 道路の区域変更 (")

94 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

8 政治団体の届出事項の異動の届出

9 政治団体の解散の届出

10 政治団体の収支報告書の要旨

11 政治団体の設立の届出

12 資金管理団体の指定の取消しの届出

13 資金管理団体でなくなった旨の届出

14 資金管理団体の届出事項の異動の届出

規 則

和歌山県規則第7号

海岸保全区域等における占用等に関する規則を次のよう
に定める。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

海岸保全区域等における占用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第7条第1項、第8条第1項、第37条の4及び第37条の5の規定による許可並びに和歌山県海岸占用料等徴収条例（平成12年和歌山県条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5の規定による許可（以下「占用等許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 法第7条第1項又は第37条の4の規定による許可 占用許可申請書（別記第1号様式）

(2) 法第8条第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第37条の5（第1号に係る部分に限る。）の規定による許可 土石採取許可申請書（別記第2号様式）

(3) 法第8条第1項（第2号に係る部分に限る。）又は第37条の5（第2号に係る部分に限る。）の規定による許可 施設又は工作物の新設（改築）許可申請書（別記第3号様式）

(4) 法第8条第1項（第3号に係る部分に限る。）又は第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定による許可 土地の掘削等許可申請書（別記第4号様式）
(占用許可の期間等)

第3条 法第7条第1項又は第37条の4の規定による許可（以下「占用許可」という。）の期間は、3年以内とする。ただし、特別の事由があると知事が認める場合は、この限りでない。

2 占用許可は、更新することができる。

3 前項の規定による更新を受けようとする者は、占用許可の期間が満了する30日前までに占用許可更新申請書（別記第5号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

4 第1項の規定は、第2項の更新に準用する。

(占用等許可の変更)

第4条 占用等許可を受けた者は、当該占用等許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ許可事項変更申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(届出義務)

第5条 占用等許可を受けた者は、次のいずれかに該当す

る場合は、遅滞なく届出書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 個人にあつては住所又は氏名、法人にあつては事業所の所在地又は名称を変更したとき。

(2) 占用等許可に係る行為に着手し、又は完了したとき。

(3) 占用等許可に係る行為を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 相続、合併又は分割により占用等許可を受けた者の権利及び義務を承継した者は、遅滞なく承継届出書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（許可の表示）

第6条 占用等許可を受けた者は、当該占用等許可の期間中、占用等許可に係る場所又はその付近の見やすい場所に許可標識（別記第9号様式）を掲示しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 占用等許可を受けた者は、その権利を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

（原状回復義務）

第8条 占用等許可を受けた者は、占用許可の期間が満了したとき、占用等許可に係る行為を廃止するとき、又は占用等許可の取消しがあったときは、直ちに占用等許可に係る区域を原状に回復し、知事の検査を受けなければならない。ただし、知事が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（占用料等の納付）

第9条 条例第2条第1項に規定する占用料及び同条第2項に規定する土石採取料（以下「占用料等」という。）は、占用等許可を受けた後、速やかに一括納付しなければならない。ただし、占用許可の期間又は土石の採取の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料等は、毎年度、当該年度分の占用料等を納付するものとする。

2 前項ただし書の規定による占用料等の納付期限は、毎年7月31日とする。ただし、この期日より難しい場合は、知事がその都度これを定めることができる。

（減免申請）

第10条 条例第3条の規定による占用料等の減免を受けようとする者は、占用料等の減免申請書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

占用許可申請書

下記のとおり、海岸保全区域 (一般公共海岸区域) を占用したいので、海岸法第 7 条第 1 項 (第 3 7 条の 4) の規定により許可願います。

記

占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所	
施設又は工作物の種類及び構造	
占用の面積等	
工事実施の方法	
工事実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 施設又は工作物の構造図及び設計計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該占用に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) その他知事が必要と認める図書

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

土石採取許可申請書

下記のとおり、海岸保全区域 (一般公共海岸区域) 内で土石 (砂を含む。以下同じ。) を採取したいので、海岸法第 8 条第 1 項 (第 3 7 条の 5) の規定により許可願います。

記

採取の目的	
採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで
採取の場所及び土地の面積	
採取の方法	
採取量	

添付書類

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 土量計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該行為に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) その他知事が必要と認める図書

別記第 3 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

施設又は工作物の新設 (改築) 許可申請書

下記のとおり、海岸保全区域 (一般公共海岸区域) 内で施設又は工作物を新設 (改築) したいので、海岸法 8 条第 1 項 (第 3 7 条の 5) の規定により許可願います。

記

目 的	
場 所	
施設又は工作物の構造	
工事実施方法	
工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 施設又は工作物の構造図及び設計計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該行為に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) その他知事が必要と認める図書

別記第 4 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

土地の掘削等許可申請書

下記のとおり、海岸保全区域 (一般公共海岸区域) 内で土地の掘削 (盛土・切土・その他政令で定める行為) を行いたいので、海岸法第 8 条第 1 項 (第 3 7 条の 5) の規定により許可願います。

記

行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為の場所	
行為の方法	

添付書類

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 土量計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該行為に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) その他知事が必要と認める図書

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

占用許可更新申請書

下記のとおり、占用の許可の期間を更新したいので許可願います。

記

占用の場所	
占用の面積等	
許可年月日	年 月 日 指令 第 号
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新の理由	

添付書類

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 施設又は工作物の構造図及び設計計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該占用に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) 現許可書の写し
- (6) その他知事が必要と認める図書

別記第 6 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

許可事項変更申請書

下記のとおり、許可事項を変更したいので許可願います。

記

場 所			
許可年月日	年	月	日 指令 第 号
変更 事項	新		
	旧		
変更の理由			

添付書類

- (1) 現許可書の写し
- (2) 現許可の申請時添付図書と同種のもので新旧を対照できるもの
- (3) その他知事が必要と認める図書

別記第 7 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

届 出 書

下記のとおり、海岸保全区域等における占用等に関する規則第 5 条第 1 項の規定に基づき届出ます。

記

場 所	
行為の種類	
許可年月日	年 月 日 指令 第 号
許可期間	年 月 日 から 年 月 日まで
届出事項	

添付書類

許可書の写し

別記第 8 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

承継届出書

下記のとおり、許可を受けた者の権利及び義務を承継したので、海岸保全区域等における占用等に関する規則第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

場 所		
行 為 の 種 類		
面 積 ・ 数 量 等		
許 可 年 月 日	年 月 日	指 令 第 号
許 可 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
承 継 理 由		

添付書類

- (1) 現許可書の写し
- (2) 戸籍謄本、法人登記簿謄本その他承継の事実を証する書面

別記第 9 号様式 (第 6 条関係)

海岸法に基づく許可標識

- 1 許可年月日及び番号
年 月 日 指令第 号
- 2 許可を受けた場所
- 3 許可を受けた行為の種類
- 4 占用 (行為) の面積及び数量
- 5 許可を受けた期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 7 所管事務所又は振興局建設部名

注 縦 20 c m 以上、横 30 c m 以上とする。

別記第 10 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

占用料等の減免申請書

和歌山県海岸占用料等徴収条例第 3 条の規定により、占用料等の減免を申請します。

記

占用等場所	
占用等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用等の面積 ・ 数量等	
占用等の目的	
占用料等	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備考	

添付書類

その他減免の根拠となるべき参考資料

告 示

和歌山県告示第79号

公共工事等統合支援システム用サーバ等の賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
公共工事等統合支援システム用サーバ等の賃貸借業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成21年12月18日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山市一番丁5番地
NTTファイナンス株式会社大阪支店
大阪市中央区平野町2丁目3番7号
- 随意契約に係る契約金額
39,891,600円（うち消費税及び地方消費税の額1,899,600円）
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海医 22-37	廣井医院	海南市下津町下津782番地4	平成 21.9.30

和歌山県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那薬 25-9	調剤薬局ヘルシーランド	岩出市吉田305	平成 21.12.10

和歌山県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩薬 4-21	オードラッグメッサ岩出西薬局	岩出市中黒641-1	平成 22.1.1

和歌山県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新薬 26-21	しんぐう市民薬局	新宮市蜂伏287-5	平成 22.1.1

和歌山県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔 13-21	忝浦順	松浦整骨院	岩出市水栖28-11	平成 21.12.16

和歌山県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	変 更 事 項 (名 称)		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		

紀歯 3-21	神野歯科医院	神野歯科	紀の川市粉河 1724	平成 13.1.1
------------	--------	------	----------------	--------------

和歌山県告示第86号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
河西田村病院	和歌山市島橋東ノ丁1番11号	宮代英吉	平成 21.12.1

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
太地薬局	東牟婁郡太地町太地3053-10	寺嶋徹	平成 21.12.1

3 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
アシスト合同会社	和歌山市西庄1056-118	訪問看護つばさ	平成 21.12.1

和歌山県告示第87号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
市協調剤薬局	橋本市市協1丁目65番地	上荷浩一	平成 22.1.1
ファミリー薬局	和歌山市新中島124	中本英紀	平成 22.1.1

2 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人さくら会	海南市名高140番1	ケアサポートさくら	平成 22.1.1

和歌山県告示第88号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ヒロセ調剤薬局	田辺市湊1453	－	廣瀬榮	平成 22.2.1

和歌山県告示第89号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示す

る。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ハコヘ薬局	田辺市本町68	－	川内潔	平成 22.2.1

和歌山県告示第90号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字上垣内52

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上垣内52（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡由良町大字小引字濱ノ庄468番地先から同町大字小引字衣奈坂612番2地先まで	旧	6.00 } 9.40	116.00	
同上	新	11.50 } 20.50	140.00	

和歌山県告示第92号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字小引字濱ノ庄468番地先から同町大字小引字衣奈坂612番2地先まで

供用開始の期日 平成22年2月24日

和歌山県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市湊字地下1064番9地先から同市湊字地下1064番19地先まで	旧	14.00 ） 15.20	36.20	
同上	新	15.80 ）	36.20	

		18.20	
--	--	-------	--

和歌山県告示第94号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年2月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 所名 氏	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3080	御坊市湯川町財部字青木377番2の一部、377番4、377番5の一部 御坊市湯川町小松原字平畑坪406番7の一部、406番10、406番12、406番15、406番16の一部	日高郡日高町大字高家1181番地の5 バンカー住宅株式会社 代表取締役 池村秀春	平成22.1.25	6.00 5.00	123.21 28.85

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日	政党・政治 団体の別	備考
山本茂博後援会	主たる事務所の所在地	岩出市西国分627-6	岩出市東坂本319	平成21.12.21	政治団体	
	会計責任者	吉田翼	湯峯毅	平成21.12.21	政治団体	
柳栄会	代表者	日方茂	江上柳助	平成21.12.24	政治団体	
忠聞会	会計責任者	山本忠相	山本富佐夫	平成21.12.28	政治団体	
山本忠相後援会	代表者	山本生子	山本富佐夫	平成21.12.28	政治団体	
井出益弘後援会	代表者	綿貫昭則	菅貴志	平成21.12.28	政治団体	
	政治団体の名称	幸福実現党紀の川後援会	久保美也子後援会	平成22.1.4	政治団体	

幸福実現党紀の川後援会	主たる事務所の所在地	岩出市金池157-2	紀の川市尾崎225-3	平成 22.1.4	政治団体	
	代表者	西畑和彦	中谷守宏	平成 22.1.4	政治団体	
	会計責任者	岡田浩明	丸山芳孝	平成 22.1.4	政治団体	
谷本たつや後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市鳴神780-21	和歌山市島崎町二丁目64	平成 22.1.4	政治団体	
	代表者	谷本龍哉	中條剛司	平成 22.1.4	政治団体	
	会計責任者	岡田洋司	佐藤均	平成 22.1.4	政治団体	
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 谷本龍哉、衆議院議員	平成 22.1.4	政治団体	
かしはら淳奈後援会	主たる事務所の所在地	有田郡広川町西広700番地5	有田郡広川町西広1168番地の4	平成 22.1.5	政治団体	
佐々木ひろあき後援会	代表者	的場康頼	佐々木重一	平成 22.1.7	政治団体	
博友会	主たる事務所の所在地	和歌山市広道20 第1田中ビル3F	和歌山市西汀丁26	平成 22.1.7	政治団体	
幸福実現党田辺後援会	政治団体の名称	幸福実現党田辺後援会	みなとゆうこ後援会	平成 22.1.8	政治団体	
	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町安宅461-12	田辺市栄町23 秋せんビル1F	平成 22.1.8	政治団体	
	代表者	内田進一	玉置能史	平成 22.1.8	政治団体	
	会計責任者	久保道廣	内田進一	平成 22.1.8	政治団体	
幸福実現党和歌山県本部	主たる事務所の所在地	和歌山市大谷845-42	和歌山市堀止西2丁目1-6 メゾン堀止1階	平成 22.1.8	政治団体	
	代表者	久保美也子	齊藤昌宏	平成 22.1.8	政治団体	
	会計責任者	久保方洋	張吉祥二	平成 22.1.8	政治団体	
幸福実現党和歌山後援会	政治団体の名称	幸福実現党和歌山後援会	齊藤昌宏後援会	平成 22.1.8	政治団体	
	主たる事務所の所在地	和歌山市大谷845-42	和歌山市堀止西2丁目1-6 メゾン堀止1階	平成 22.1.8	政治団体	
	代表者	久保美也子	堀内令司	平成 22.1.8	政治団体	
	会計責任者	丸山芳孝	張吉祥二	平成 22.1.8	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
世耕弘成湯浅町後援会	総田章喜	平成 21.12.17	平成 21.12.18
自由民主党串本町支部	小森正也	平成 21.12.15	平成 21.12.21
古川まさのり後援会	古川祐典	平成 21.12.21	平成 21.12.21
「下地しげと」を育てる会	池田稔夫	平成 21.12.22	平成 21.12.22
江上柳助後援会	辻博史	平成 21.12.20	平成 21.12.24
柳栄会	日方茂	平成 21.12.24	平成 21.12.24
康風会	林勝彦	平成 21.12.23	平成 21.12.25
東恵一後援会	大平亀吉	平成 17.12.31	平成 21.12.25
自由民主党和歌山県塩政支部	北勝之	平成 22.1.6	平成 22.1.6
自由民主党和歌山県内航海運支部	小林道明	平成 21.12.31	平成 22.1.7

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	東恵一後援会	
報告年月日	平成21年12月25日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	世耕弘成湯浅町後援会	「下地しげと」を育てる会
報告年月日	平成21年12月18日	平成21年12月22日
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	10,023
ア 前年繰越額	0	10,023
イ 本年収入額	0	0
2 支出総額	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	世耕弘成湯浅町後援会	自由民主党串本町支部	古川まさのり後援会	「下地しげと」を育てる会
報告年月日	平成21年12月18日	平成21年12月21日	平成21年12月21日	平成21年12月22日
資金管理団体の届出をした者の氏名			古川 祐典	
資金管理団体の届出に係る公職の種類			和歌山市議会議員	
国会議員関係政治団体の区分				
公職の候補者の氏名				
公職の候補者に係る公職の種類				
1 収入総額	0	399,410	0	10,023
ア 前年繰越額	0	399,085	0	10,023
イ 本年収入額	0	325	0	0
2 支出総額	0	399,410	0	10,023
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあっせんによるもの			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入		325	
4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		399,410 399,410	10,023 10,023
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	江上柳助後援会	柳栄会	康風会	自由民主党和歌山 県塩政支部
報告年月日	平成21年12月24日	平成21年12月24日	平成21年12月25日	平成22年1月6日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る 公職の種類				
国会議員関係政治団体の区分				
公職の候補者の氏名				
公職の候補者に係る公職の種類				
1 収入総額	0	0	0	0
ア 前年繰越額	0	0	0	0
イ 本年収入額	0	0	0	0
2 支出総額	0	0	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあっせん によるもの			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
4 支出の内訳				
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	自由民主党和歌山 県内航海運支部		
報告年月日	平成22年1月7日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る 公職の種類			
国会議員関係政治団体の区分			
公職の候補者の氏名			
公職の候補者に係る公職の種類			
1 収入総額	719,418		
ア 前年繰越額	718,919		
イ 本年収入額	499		
2 支出総額	392,118		
3 収 入 の 内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあっせん によるもの		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入	499	
	4 支 出 の 内 訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	35,848 11,848 24,000
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	356,270 356,270	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

収入の内訳 (平成 21 年分)

自由民主党串本町支部

1 その他の収入

1 件 1 0 万円未満のもの	325円
-----------------	------

自由民主党和歌山県内航海運支部

1 その他の収入

1 件 1 0 万円未満のもの	499円
-----------------	------

政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	自由民主党和歌山 県塩政支部		
報告年月日	平成22年1月6日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る 公職の種類			
国会議員関係政治団体の区分			
公職の候補者の氏名			
公職の候補者に係る公職の種類			
1 収入総額	0		
ア 前年繰越額	0		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収 入 の 内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあっせん によるもの		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支 出 の 内 訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
曾根和仁後援会	上松祥宏	曾根貴美子	東牟婁郡那智勝浦町大字大野2106番地	平成 21.12.14
世耕弘成湯浅町後援会	総田章喜	中美二	有田郡湯浅町湯浅1290	平成 21.12.18
段木晃後援会	西垣内清秀	平岡幹祥	海草郡紀美野町大角9番地1	平成 21.12.18
仁坂吉伸新宮後援会	瀬古伸廣	奥村建二	新宮市新町2丁目1番5号	平成 21.12.24
東恵一後援会	大平亀吉	鎌塚利久	西牟婁郡白浜町才野1236-5	平成 21.12.25
仁坂吉伸由良町後援会	畑中雅央	岡魏	日高郡由良町衣奈171	平成 22.1.6
西ひろよし後援会	西弘義	西弘義	有田郡有田川町垣倉306-2	平成 22.1.8
亀井二三男後援会	田中捷	瀬藤芳孝	東牟婁郡那智勝浦町大字市野々3392番地103	平成 22.1.12
西畑康子後援会	久保美也子	丸山芳孝	和歌山市大谷845-42	平成 22.1.12

2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表

する。

平成22年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
古川祐典	和歌山市議会議員	古川まさのり後援会	和歌山市秋月198-5	古川祐典	平成 21.12.21

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表

する。

平成22年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
江上柳助	和歌山県議会議員	柳栄会	和歌山市土入284-26	平成 21.12.24

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、江上柳助である。

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公

表する。

平成22年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
門三佐博	和歌山県議会議員	博友会	主たる事務所の所在地	和歌山市広道20 第1田中ビル3F	和歌山市西汀丁2 6	平成 22.1.7